



保険・年金

◆国民健康保険 ◆後期高齢者医療制度 ◆国民年金 ◆恩給・扶助料など ◆介護保険

◆ 国民健康保険

国民健康保険（国保）とは

国保年金課国保資格係
TEL 3908-1131 FAX 3908-6342

国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者が日頃から保険料を出し合い、その保険料と国や都・区の補助金で医療費を支出する制度です。

■ 加入する方

勤務先等の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方以外は、すべて国保に加入しなければなりません。外国人の方も同様です。ただし、在留資格と在留期間が適切な方に限ります。

■ 主な手続きは14日以内にしてください

国保年金課国保資格係または区民事務所（P27・28）へ

	届け出の内容	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	北区に転入してきたとき	転入手続きのときにお申し出ください。
	勤務先等の健康保険をやめたとき	資格喪失証明書や退職年月日がわかる書類
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	お子さんが生まれたとき	窓口でお申し出ください。
国保をやめるとき	保険証は、運転免許証・パスポート等があれば窓口交付します。	パスポート等があれば窓口交付
	北区から転出するとき	転出手続きのときにお申し出ください。
	勤務先等の健康保険に入ったとき〔注〕	勤務先等の保険証
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書
	死亡したとき	窓口でお申し出ください。
	65歳から74歳の方で後期高齢者医療制度の該当になったとき	窓口でお申し出ください。
その他	北区の国保をやめるときは、保険証をお返してください。※ 転出や死亡により、世帯主が変更になる場合は世帯全員の保険証をお持ちください。	
	保険証の紛失、汚損により再交付を受けるとき	運転免許証等があれば窓口交付します。
	修学のために北区から転出するとき	国保の保険証、在学証明書等、転出先の住民票
	区外の介護保険施設等へ入所するとき	国保の保険証、入所証明書または入所日記載の契約書等

※ 届け出の際は、マイナンバーカードまたは通知カード等と、来庁者の本人確認書類（P32）をお持ちください。

※ 出生・死亡に関する国保の届け出は国保資格係で受け付けます。

〔注〕 勤務先等の健康保険に入ったときは、勤務先から区役所への連絡はありませんので、必ずお届

けください。

■ 国保をやめる手続きは郵送でも受け付けます

（お送りいただくもの）

- ・勤務先等の保険証のコピー
 - ・国保の保険証（実物）
 - ・やめる方の「氏名、住所、電話番号（平日日中に連絡可能なもの）」を記入したメモ書き
- （送付先）

〒114-8508（住所不要）北区役所 国保資格係

■ 国民健康保険料の決定

国民健康保険料は、国保に加入している方の前年の所得にもとづいて計算し、世帯主に納入通知書をお送りします。

年度の途中で、転入や転出、他の健康保険への加入等の異動があった場合、保険料が変更になりますので、遅くとも届け出のあった日の翌月20日頃までに変更通知書をお送りします。

納期限内での納付をお願いいたします

国保年金課国保保険料係
TEL 3908-1135 FAX 3908-6342

下記の場所で納付できます。

- 金融機関、都内・山梨県及び関東各県所在のゆうちょ銀行・郵便局
- 北区役所国保年金課
- 赤羽・滝野川区民事務所
- コンビニエンスストア（納付書裏面参照）

※ 領収書は大切に保管してください。

また、コンビニエンスストアをご利用の方は必ずレシートを受け取ってください。

※ スマートフォンでの納付（モバイルレジ）もできます。詳しくはお問い合わせください。

■ 北区納付案内センター

民間委託により、電話・訪問・SMS（携帯電話・スマートフォンにメッセージを送信）での「納付のご案内」を行っています。

保険料の納付には、便利な口座振替がおすすめです

国保年金課国保資格係 TEL 3908-1137

口座振替（自動払込）を利用しますと、支払いに行く手間がかからず、納め忘れの心配もなく便利です。引き落としは、毎月末日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）です。



口座振替のお申込みについては2通りの方法があります。

- ①「ペイジー口座振替受付サービス」でのお申込み
取扱金融機関のキャッシュカードがあれば、第一庁舎2階23・24番窓口で口座振替のお申込みができます。詳しくはお問い合わせください。
- ②「口座振替依頼書」でのお申込み

【受付】

対象金融機関窓口、北区役所(第一庁舎2階23・24番窓口)

- ※ 口座届出印の押印は鮮明をお願いいたします。
- ※ 郵送でも承ります。口座振替依頼書にご記入のうえ、国保資格係までお送りください。

保険料を納めることが困難なとき — 納付相談

国保年金課国保保険料係
TEL 3908-1135 FAX 3908-6342

納期限内に納付が困難な場合は、そのままにせず早めにご相談ください。

保養施設

国保年金課庶務係 TEL 3908-1130

北区の国保または後期高齢者医療制度に加入している方は、各種保養施設を割引で利用できます。

【利用料金】

かんぼの宿 …………… 500円割引
東京染井温泉 Sakura
(平日・中学生以上のみ) …………… 220円割引
国保温泉センター (国保加入者のみ) …… 割引券参照

特定健康診査・特定保健指導

国保年金課庶務係 TEL 3908-1193

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した「特定健康診査」「特定保健指導」を行います。「特定健康診査」については、P50をご覧ください。「特定保健指導」は、生活習慣病の発症や重症化を予防するための事業です。「特定健康診査」の結果、保健指導の基準に該当した方に、生活習慣の見直しに関する支援を行います。対象の方には「特定保健指導利用券」をお送りします。

国保で受けられる給付

国保年金課国保給付係 TEL 3908-1132

■病気やケガをしたとき

病院・診療所(医院)等の窓口で被保険者証(保険証)を提示(70歳~74歳の方は被保険者証と一緒に高齢受給者証を提示)すれば、かかった費用のうち自己負担の割合に応じた金額を支払うだけで、診察や治療を受けられます。残りは国保が負担します。

■入院したときの食事代(食事療養費)

入院中、1回の食事代のうち、本人負担額を除いた額を国保が負担します。本人負担額は年齢や所得により異なります。

■療養費の支給

次の1~7の場合で、医療費の全額を支払った場合には、国保に申請ができます。審査のうえ、保険適用が認められた場合には、国保負担分について療養費として支給します。申請書は審査機関による審査をするため、支給は申請から3~4カ月後となります。必要書類等はお問い合わせください。

- 1.緊急のときや、旅行先など、やむを得ない理由で保険証をもたずに治療を受けたとき
- 2.コルセット等の治療用器具を作製したとき
- 3.ねんざや打撲などで接骨院で施術を受けたとき
- 4.医師が治療上、マッサージ・はり・きゅうを必要と認められたとき
- 5.生血を輸血したとき(第三者に限る)
- 6.海外渡航中に急な病気やケガで治療を受けたとき
- 7.骨髄移植や臍帯血等の搬送費を負担したとき

■精神医療給付金

自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている方で、同一世帯の国保加入者全員が住民税非課税の方には、申請により「国保受給者証(精神通院)」が交付されます。

交付された方は、都内の指定医療機関では、自己負担金はかかりません。都外の指定医療機関では、受診時に自己負担金を支払い、その後、国保給付係に申請すると、自己負担金分が支給されます。

■結核医療給付金

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく医療受給者(患者票をお持ちの方)で、住民税が非課税(20歳未満の方は、世帯主が非課税)の方は、申請により「結核医療給付金受給者証」が交付されます。

交付された方は、都内の指定医療機関では、自己負担金(医療費の5%)はかかりません。都外の指定医療機関では、受診時に自己負担金を支払い、その後、国保給付係に申請すると、自己負担金分が支給されます。

■出産育児一時金

国保に加入している方が出産したとき、出生児1人につき出産育児一時金として42万円が、世帯主に支給されます。

原則として、国保から出産育児一時金を直接病院等に支払う仕組み(直接支払制度)になります。妊娠85日以上死産、流産も支給されます。必要書類等はお問い合わせください。

■葬祭費

国保に加入している方が死亡したときは、葬儀代金を支払った方(領収書の宛名の方)に対して、葬祭費として7万円が支給されます。





■医療費が高額になったとき（高額療養費）

医療機関や薬局に支払った1カ月間の窓口負担が一定額を超えた場合、超えた分が高額療養費として払い戻されます。ただし、保険適用分のみが対象となり、入院時の食事代や差額ベッド代などは対象外です。該当世帯には診療月の3～4カ月後に申請書を送付します。

■限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証

事前に「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）の交付を受けて、受診の際に医療機関へ提示すると、1カ月の1医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなります（入院と外来は別計算）。

- ※ 保険料の滞納がある場合は原則交付できません。
- ※ 70歳～74歳の方は所得により交付対象の要件が異なりますので交付を希望する際は、事前に国保給付係までお問い合わせください。

■特定疾病療養受療証

人工透析の必要な慢性腎不全や、血友病、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症などの特定疾病の方は、自己負担限度額が1医療機関につき、1カ月1万円または2万円になります。対象の方は「特定疾病療養受療証」を申請により交付します。詳細は国保給付係にお問い合わせください。

■一部負担金の減免

災害などにより、いちじるしく生活が苦しくなり一部負担金の支払いが困難なときには、申請により減額または免除になる場合があります。ただし、3カ月以内の入院に限ります。あらかじめ、国保給付係へご相談ください。

■国保と交通事故

交通事故などの第三者行為によってケガをしたときは、原則として医療費は加害者が負担すべきものですが、届け出により国保で治療を受けることができます。国保を使って治療を受けたときは、窓口負担分を除いた医療費を国保が一時立替え、後日、被害者の方に代わって、国保（北区）が加害者に請求することになります。国保で治療を受けるとき（受けたとき）は国保給付係に必ず届け出をしてください。

とき（申請が必要です）

これに伴い、新しい被保険者証が一人に1枚交付されます。

医療機関で診療を受ける際、後期高齢者医療被保険者証を提示してください。

【一部負担金（自己負担）の割合】

医療機関等の窓口での支払いは医療費等の1割または3割です。自己負担の割合は、毎年8月1日に判定しています。

【高額療養費】

ひと月（1日から末日）の病院・薬局などの窓口負担額を合算して自己負担限度額を超えた場合は、超えた分が高額療養費として払い戻されます。

該当する方には、診療月のおおよそ4カ月後に初回のみ申請書が郵送されます。

【高額介護合算療養費】

1年間（毎年8月1日から翌年7月31日）の後期高齢者医療の自己負担等の額と介護保険の利用者負担額の世帯での合算額が、自己負担限度額を超えるときは、申請により、それぞれの制度から払い戻されます。

【限度額適用・標準負担額減額認定証】（減額認定証）

自己負担割合が1割の方で、世帯全員が住民税非課税の場合は、申請により「減額認定証」の交付を受けることができます。医療機関等の窓口へ提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額が適用され、入院時の食費が減額されます。

【限度額適用認定証】

自己負担割合が3割の方で、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の場合は、申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。医療機関等の窓口へ提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額が適用されます。

【特定疾病の方に対する特例】

人工透析を受けている方、血友病、血液製剤によるHIV感染の方は、申請により自己負担限度額が1つの医療機関につき、月額1万円となります。

【その他】

- ・医師が必要と認めた補装具などを購入したときは、費用の全額を支払い、後日、区に支給申請書を提出することにより、支払った費用の一部が払い戻されます。
- ・被保険者が死亡されたときは、葬祭を行った方に葬祭費として、申請により7万円が支給されます。
- ・交通事故などの第三者行為によってケガをしたときは、原則として医療費は加害者が負担すべきものですが、後期高齢者医療制度で治療を受けられる場合もあります。示談などにより加害者から治療費を受け取っていると、後期高齢者医療制度での診療が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

◆後期高齢者医療制度

国保年金課高齢医療係

TEL 3908-9069 FAX 3908-6342

75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に自動的に加入になります。

【対象となる方】

- ・75歳以上の方
- ・65歳以上75歳未満で一定の障害がある方

【資格の取得】

- ・75歳になったとき（75歳の誕生日当日から）特に手続きは必要ありません。
- ・65歳以上の方が、一定の障害があると認定された

■ 後期高齢者医療制度の保険料

後期高齢者医療制度は、被保険者の皆さんに納めていただく保険料と、74歳までの保険制度（国保・被用者保険）から出される支援金、そして公費を財源として運営されます。

■ 保険料の納め方

保険料は個人単位で賦課され、一人ひとりが納付義務者となります。保険料の納付方法は、一定期間普通徴収（納付書または口座振替）の後、原則として公的年金からの差し引きとなります。年額18万円以上の年金受給者は年金の定期支払（年6回）の際、介護保険料と同時に差し引きとなります（特別徴収）。その他の方は、送付する納付書や口座振替で納めていただきます（普通徴収・7月から翌年3月までの9期割）。保険料の納付方法は、申請により年金から差し引く方法から口座振替に変更することができます。詳しくはお問い合わせください。

◆ 国民年金

各種年金の相談

日本年金機構 北年金事務所（上十条1-1-10）
TEL 3905-1011

国民年金とは〈国民年金制度〉

国保年金課国民年金係
TEL 3908-1138・1139・1140 FAX 3908-6342

国民年金制度は、保険料負担を原則とした世代間扶養によって、老齢になったときや、ケガや病気により障害の状態に該当したとき、または配偶者や子を残して死亡したときに年金を支給して、生活の安定に役立てることを目的としています。

■ 基礎年金

【第1号被保険者】

■ 必ず加入する方（強制加入）

厚生（共済）年金に加入していない20歳以上60歳未満の外国人を含む日本に住民登録がある方（自営業・自由業、学生、無職など）

■ 希望で加入できる方（任意加入）

- 海外に居住し、日本に住民登録がない20歳以上65歳未満の日本国籍の方
- 日本に住民登録がある60歳以上65歳未満の方（年金額が満額に達している方と厚生年金に加入している方を除く）
- 65歳までに年金受給資格期間（10年）を確保できていないが、70歳までに受給資格を確保できる方（受給資格を得られるまでの期間）
※海外居住を除き、保険料は原則口座振替です。

【加入手続き及び保険料負担】

詳しくは北区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

【保険料（令和2年4月現在）】

区分	保険料
定額保険料（月額）	令和2年度 16,540円 令和3年度 16,610円
付加保険料（月額）	400円（付加年金希望者のみ）

※ 区役所・区民事務所で払い込みはできません。金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。

■ 保険料の免除

免除制度は、強制加入の第1号被保険者の方に適用されます。

■ 法定免除

生活保護法による生活扶助や障害基礎年金及び障害等級1、2級の障害厚生（共済）年金などの受給者は、届出をすることにより、保険料が全額免除されます。

■ 申請免除

本人、配偶者、世帯主の方の所得が基準以下で申請後承認されれば保険料の全額または一部が免除されます。

なお、失業や廃業などが理由の時は、前年所得にかかわらず申請により保険料が免除されたり、納付が猶予される場合があります。

■ 学生納付特例

学生で、本人の前年所得が基準以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

■ 納付猶予制度

学生納付特例に該当しない50歳未満で、本人及び配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。※猶予された期間の保険料は、10年以内は納付できます（ただし、2年を経過すると加算金がつきます）。

【年金の給付】

年金の種類	受給要件
老齢基礎年金	原則として10年以上の受給資格期間を満たした方が65歳になったとき。60歳以上65歳未満の間に受給を繰り上げたり、66歳以降に受給を繰り下げることができませんが、さまざまな制限があります。
障害基礎年金	20歳からの国民年金加入中、または60歳以上65歳未満で、日本国内に住んでいる間に初診日のある病気やケガで政令で定める障害の状態（1級または2級）になったとき。ただし、納付要件があります。20歳前に初診日がある場合（厚生年金・共済年金に加入中は除く）は、20歳になったときに上記の障害の状態であるとき。納付要件はありませんが、本人の所得制限があります。
遺族基礎年金	国民年金の加入者や老齢基礎年金を受け取る資格のある方が死亡した場合に、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。ただし、死亡した方の納付月数（免除期間を含む）が、定められた期間以上あることが必要です。また、「子」の年齢にも制限があります。

年金の種類	受給要件
寡婦年金	国民年金第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が、10年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合に、10年以上婚姻関係が継続中の妻に、60歳から65歳になるまで支給されます。
死亡一時金	国民年金の保険料を3年以上納めた方が年金を受けずに死亡した場合に、生計を同一にしていた遺族が遺族基礎年金や寡婦年金を受けない方に支給されます。
特別障害給付金 (平成17年4月施行)	・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、国民年金任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する方に支給されます。（請求は65歳未満）

※ 死亡一時金を除いて、各年金の支給月は原則として2・4・6・8・10・12月となります。

◆ 恩給・扶助料など

戦傷病者・戦没者遺族年金・給付金

東京都福祉保健局生活福祉部計画課
TEL 5320-4078

- 公務上の傷病などのため一定程度以上の障害を有する旧軍人等・準軍属の方には障害年金または一時金（恩給法の適用を受ける方は傷病恩給）が支給されます。
- また戦傷病者特別援護法が適用される旧軍人等の方には、治療や施術のほか療養手当などが支給されます。
- (1)(2)の方がそれが原因で死亡した場合及び戦没者の遺族の方には、援護法においては遺族年金（準軍属の方は遺族給与金）、恩給法においては公務扶助料などが支給されます。

旧軍人・軍属及びその遺族の方に (恩給・扶助料)

東京都福祉保健局生活福祉部計画課
TEL 5320-4078

普通恩給の受給資格は、実在職年数に戦地加算及び職域通算したうえで、旧軍人では12年以上、旧軍属（判任官以上）では17年以上となっています。一時恩給の受給資格は引き続き実在職年数3年以上の旧軍人、また一時金の受給資格は通算して3年以上の旧軍人です。なお、これらの方の遺族にも支給されます。

◆ 介護保険

介護保険制度のしくみ

介護保険制度は「介護の問題」や「老後の不安」を解消するために、介護を社会全体で支えようとする制度

です。40歳以上の方全員が加入します。皆さんに納めていただく保険料と公費で財源をまかない、介護が必要と認定されたとき必要な介護サービスの給付を受ける制度です。

介護保険に関する相談及び問い合わせ

介護保険制度のあらましや、介護保険サービス提供事業者などを掲載した冊子を介護保険課及び各高齢者あんしんセンターで配布しています。

介護保険制度についてのご意見や認定結果、サービス内容、サービス事業者についての苦情・相談を受け付けています。

介護保険課給付調整係（保険給付・制度） TEL 3908-1286・1119
介護保険課認定調査係（認定調査・審査関係） TEL 3908-1120
介護保険課介護保険料係（資格・保険料関係） TEL 3908-1285
介護保険課共通 FAX 3908-9257

介護保険のサービスを利用するには

「介護や支援が必要な状態」になったら要介護・要支援認定の申請をしてください。

■ 対象となる方

- 第1号被保険者（65歳以上の方）で、入浴、排せつ、食事など、日常生活動作について常に介護が必要な方及び家事や身じたくなどの日常生活に支援が必要な方
- 第2号被保険者（医療保険に加入している40歳以上65歳未満の方）で初老期における認知症、脳血管障害など、加齢に伴う病気（16種類の特定疾病）によって日常生活に介護や支援が必要な方

【16種類の特定疾病】

- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・後縦靭帯骨化症
- ・骨折を伴う骨粗しょう症
- ・多系統萎縮症
- ・初老期における認知症
- ・脊髄小脳変性症
- ・脊管狭窄症
- ・早老症
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ・脳血管疾患
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・関節リウマチ
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・両側の膝関節又は両側の股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ・がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限ります。）



要介護・要支援認定の申請

【申請に必要なもの】

介護保険の被保険者証、主治医の氏名・連絡先、健康保険被保険者証（40歳以上65歳未満の方）

【申請手続】

本人または代理人（親族、民生委員など）及び申請代行業者（指定居宅介護支援事業者・介護保険施設）

【申請受付場所】

各高齢者あんしんセンター（P78）

要介護・要支援認定

介護保険課認定調査係

申請すると、区の職員または区から委託した事業所の認定調査員が自宅などに訪問し、本人の状態を調査して作成した調査票とかかりつけ医の意見書をもとに認定審査会で審査・判定します（介護や支援が必要な度合いに応じて「要支援1・2」「要介護1～5」の7段階に分けられます）。

【認定通知】

申請してから原則として30日以内に認定の結果通知（介護度や認定の有効期間などが記載されています）と認定結果などが記載された介護保険被保険者証が送られます。「要支援1・2」「要介護1～5」と認定された方は介護保険のサービスを利用できます。ただし、要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが異なります。また、申請後、通知が届くまで介護サービスを受けていた場合、認定の結果によっては保険適用とならないこともあります。なお、「非該当（自立）」と判定された方は介護保険のサービスの利用はできませんが、地域支援事業を利用できる場合があります。

【認定更新】

認定の有効期間後も引き続き介護保険のサービスを利用したい場合は、更新の手続きが必要になります（更新時期には「更新申請のご案内」を送付します）。また、有効期間内でも心身の状況が変化した場合などは認定の見直しを申請できます。

介護保険で受けられる主なサービス

介護保険課給付調整係

■ 居宅サービス（介護予防サービスを含む）

- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）※
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション（デイケア）
- ・通所介護（デイサービス）※
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

- ・福祉用具の貸与及び購入
 - ・住宅改修
 - ・居宅療養管理指導
 - ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
- ※ 介護予防サービスのうち訪問介護、通所介護については、介護予防・日常生活支援総合事業（P60）をご覧ください。

■ 地域密着型サービス

- ・小規模多機能型居宅介護
 - ・認知症対応型通所介護
 - ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ※ 要支援1の方は利用できません。
- 以下のサービスは要支援1・2の方は利用できません。
- ・夜間対応型訪問介護
 - ・地域密着型通所介護
 - ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ・地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ・看護小規模多機能型居宅介護
- ※ 上記以外にも、高齢者の方を対象とした福祉サービスがありますので、P78をご覧ください。

■ 施設サービス

- ※要支援1・2の方は利用できません。
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
※入所の相談についてはP79をご覧ください。
 - ・介護老人保健施設
 - ・介護療養型医療施設
 - ・介護医療院

サービスの利用と自己負担

介護保険課給付調整係・介護保険料係

介護サービスを利用した方は、サービス費用の1～3割を負担します。

介護サービスを利用する時に、「介護保険被保険者証」と一緒に自己負担割合を示す「負担割合証」をサービス事業者に提示してください。

通いや施設入所の場合は、介護（予防）サービス費のほかに、食費、居住費（滞在費（宿泊するサービスのみ））、日常生活費の負担も必要です。

利用者負担を軽減する制度

介護保険課給付調整係

いずれも申請が必要です。

- 負担限度額認定
（介護施設に入所・入院中の方で、一定の条件に該当する方は、食事、居住費（滞在費）の負担が軽減されます。）
- 高額介護サービス費
- 高額医療合算介護サービス費



保険・年金

- 生計困難者に対する利用者負担額の軽減
- 災害などにより損害を受けた場合による減免（福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域等から転入された場合も含む）

住宅改修

介護保険課給付調整係

手すりの取り付けや段差解消など在宅生活を安全に過ごすための住宅改修について、給付限度額の範囲内で、後日、申請に基づいて改修費の7～9割が保険から給付されます。対象となる住宅改修については、改修前に事前の申請が必要になります。区に登録された事業所で住宅改修を行う場合は、最初から1～3割の負担で済みます。

福祉用具の購入

介護保険課給付調整係

腰掛便座・入浴補助用具などの福祉用具購入について、給付限度額の範囲内で、後日、申請に基づいて購入費の7～9割が保険から給付されます。領収書と、購入した商品のカタログのコピーなどを申請書に添えて、申請してください。都道府県知事等に指定された福祉用具販売業者からの購入のみが給付の対象となります。購入予定商品が給付の対象になるか不明の場合は、事前にお問い合わせください。区に登録された事業所で福祉用具を購入する場合は、最初から1～3割の負担で済みます。

福祉用具の貸与（レンタル）

介護保険課給付調整係

車イスや特殊寝台などの福祉用具は貸与（レンタル）の対象になります。要支援1・2及び要介護1の方は利用できる品目が限られます。利用するには、居宅介護（介護予防）サービス計画が必要となりますので、ケアマネジャーにご相談ください。

医療費控除

介護保険課給付調整係

介護サービス費の自己負担額は、医療費控除の対象になる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

介護保険被保険者証の交付

介護保険課介護保険料係

介護保険の被保険者証は要介護・要支援認定の申請や介護保険のサービスを利用するときに使用します。

■ 交付対象

- 65歳以上の方（新たに65歳になる方には、65歳に到達する月の前月末までに送付します）
- 40歳以上65歳未満の要介護・要支援認定を受けた方

介護保険料の決め方・納め方

介護保険課介護保険料係

■ 保険料

- 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、所得などに応じて16段階に設定されています。

■ 納付

- 納付方法には、特別徴収と普通徴収があります。

【特別徴収】

老齢、退職、遺族、障害年金のうち、基礎年金を年額18万円（月額1万5千円）以上受給されている方は、年金から保険料があらかじめ差し引かれます（老齢福祉年金からは差し引かれません）。

【普通徴収】

年金から差し引かれない方、年度途中で第1号被保険者の資格を取得した方（65歳到達、転入等）は、区から送付する納付書により、金融機関やコンビニエンスストア、モバイルレジ、介護保険課、赤羽区民事務所、滝野川区民事務所などで納めていただきます。また、口座振替（自動払込）により納付することができます。

- 40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）は、加入している医療保険の保険料と合わせて徴収されます（各医療保険者にお問い合わせください）。

介護保険料を納めることが困難なとき

介護保険課介護保険料係

- 生活困窮のため介護保険料の納付が困難な所得段階第1段階（老齢福祉年金受給者のみ）、第2段階、第3段階の方は、申請により保険料が減額されることがあります。一定の要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
- 災害などの特別な事情（福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域等から転入された方も含む）があると認められたときは、保険料の減免や徴収猶予を受けられることがあります。詳しくはお問い合わせください。

社会保険料控除

介護保険課介護保険料係

介護保険料は、社会保険料控除の対象となります。



保険・年金

介護予防・日常生活支援総合事業

長寿支援課 TEL 3908-9017 FAX 3908-9257

高齢者の介護予防や日常生活の自立を支援するため、既存の介護事業所によるサービスと住民やNPOなどが参画する多様なサービスを総合的に提供する事業です。ご利用は、高齢者あんしんセンターにご相談ください。(P78)

■ (1) 介護予防・生活支援サービス

高齢者の日常生活の自立を目的とし、訪問型サービスや通所型サービスを行います。

【対象者】

①要支援認定者②笑顔で長生き調査（基本チェックリスト）の結果生活機能の低下が認められた方。要介護（要支援）認定の非該当の方を除きます。

【サービス】

- ・訪問型サービス（ホームヘルプサービス）
- ・通所型サービス（デイサービス）
- ・元気アップマシントレーニング教室

【自己負担】

- ・サービス費用の1割（一定以上の所得がある方は2割または3割）
なお、介護サービス費の減免制度等と同様の制度があります。
- ・元気アップマシントレーニング教室は定額負担

■ (2) 一般介護予防事業

65歳以上の方を対象とした介護予防教室や地域での住民主体の介護予防活動の育成・支援などを行います。
・おたっしや筋力アップ体操教室、認知症予防教室、介護予防リーダー養成講座などの教室や講演会
・介護予防拠点施設ぷらっとほーむ（P80）

認知症の人への総合支援事業

長寿支援課 TEL 3908-9017 FAX 3908-9257

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりのために、できる限り早い段階から総合的に支援します。各高齢者あんしんセンターにご相談ください。(P78)

■ (1) 認知症初期集中支援事業

医療・介護の専門職（医師・臨床心理士・看護師・作業療法士・介護福祉士）が本人や家族の相談を受けて対象者を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や家族支援などを行い、自立生活をサポートします。

【対象者】

原則として40歳以上で、自宅で生活をしている認知症が疑われる人及びその家族で

- ①認知症の診断を受けていない、または治療が中断している
- ②医療や介護サービスを利用していない、または利用が中断している
- ③認知症の診断は受けたが、認知症による症状の対応に困っている等の人を対象です。

※自己負担はありません。

■ (2) 認知症カフェ

認知症の人とその家族や地域のだれもが参加できる交流の場として、認知症カフェ「オレンジカフェきたい～な」を開催しています。認知症についての正しい情報の案内のほか、医師による「もの忘れ相談」や専門スタッフ（歯科医師、臨床心理士、作業療法士）による認知症についての相談も受け付けています。若年性認知症カフェや男性限定カフェ、家族の集いカフェもあります。

■ (3) その他

- ①認知症に関する普及・啓発
- ②認知症サポーター養成講座の開催・活動支援
- ③認知症家族介護教室



北区認知症支援キャラクター
「こんちゃん」



保険・年金